

大町市水道給水条例

○大町市水道給水条例

昭和30年2月25日

条例第16号

改正 昭和31年3月28日条例第11号

昭和32年3月27日条例第4号

昭和32年7月10日条例第16号

昭和32年9月30日条例第23号

昭和33年3月31日条例第10号

昭和35年3月31日条例第5号

昭和38年3月20日条例第4号

昭和40年3月27日条例第8号

昭和41年12月23日条例第22号

昭和43年3月22日条例第13号

昭和47年3月29日条例第19号

昭和50年3月28日条例第16号

昭和50年6月27日条例第25号

昭和50年10月11日条例第32号

昭和51年3月30日条例第20号

昭和52年7月4日条例第26号

昭和56年4月1日条例第17号

昭和58年3月25日条例第14号

昭和61年12月24日条例第40号

平成元年3月24日条例第8号

平成7年3月27日条例第17号

平成7年12月26日条例第41号

平成9年3月28日条例第13号

平成10年3月31日条例第10号

平成11年12月28日条例第35号

平成12年3月29日条例第36号

平成12年12月25日条例第53号

平成14年12月24日条例第35号

平成17年11月4日条例第64号

平成24年6月25日条例第23号

平成25年12月25日条例第46号

平成27年3月20日条例第9号

平成28年3月28日条例第10号

令和元年8月9日条例第7号

令和元年9月25日条例第9号

目次

第1章 通則（第1条—第9条）

第2章 給水料（第10条—第13条）

- 第3章 量水器（第14条—第18条）
- 第4章 給水工事及び費用（第19条—第30条の4）
- 第5章 料金の徴収（第31条—第33条）
- 第6章 給水の取締り（第34条—第39条）
- 第7章 共用給水組合（第40条—第44条）
- 第8章 貯水槽水道（第45条・第46条）
- 第9章 雑則（第47条）

附則

第1章 通則

（目的）

第1条 この条例は、大町市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）配水管 他の法令に定めるもののほか、口径50ミリメートル以上の管から給水する設備で、市がその所有権を有するものをいう。
- （2）給水装置 需要者に水を供給するために、市が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （3）専用栓 1戸又は1事業所の専用の目的をもって設置した給水装置をいう。
- （4）共用栓 1個の給水栓から2世帯以上で共用する目的をもって設置した給水装置をいう。
- （5）消火栓 消防用の目的をもって設置した設備をいう。
- （6）給水栓 給水装置に取り付けられた出水口を開閉する栓をいう。
- （7）量水器 計量法（平成4年法律第51号）に定める検査に合格した水道用メーターをいう。
- （8）公設 市が設備した施設をいう。
- （9）水道料 給水料及び手数料をいう。
- （10）連合給水 専用栓から、その所有者の承諾を得て同居世帯その他で汲み取って使用するものをいう。
- （11）一時給水 工事用、興業用その他臨時的に使用するものをいう。

（給水の方法及び装置）

第4条 給水の方法及び給水装置は、次によるものとする。ただし、特別の事情により地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

- （1）給水は、量水器による計量制とする。
- （2）給水装置は、不凍式とする。

（承認）

第5条 給水装置所有者又は水道の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、

事前に管理者の承認を得なくてはならない。

- (1) 水道を本来の目的以外に使用するとき。
- (2) 私設消火栓を消火以外に使用するとき。
- (3) 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとするとき。
- (4) 私設消火栓を設置しようとするとき。

2 前項第2号の場合は、管理者の指定する職員が立ち会うものとする。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第6条 給水装置所有者又は水道使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始、中止又は廃止するとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 給水装置所有者又は水道使用者は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 管理人若しくは代理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。
- (4) 第42条の規定により共用給水組合の組合長を選任したとき又は変更があったとき。

（給水の原則及び責任の所在）

第7条 給水は、昼夜不断とする。ただし、不可抗力又は給水工事その他やむを得ない場合は水量を制限し若しくは断水することができる。この場合において、使用者に損害があっても、市は、その責めを負わないものとする。

（給水契約の申込）

第7条の2 水道により給水を受けようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の設置又は管理に関する第三者異議に対する責任所在）

第8条 私設給水装置の設置又は管理に関し第三者の異議があっても、市は、その責めを負わないものとする。

（給水装置の所有者等の代理人）

第8条の2 給水装置の所有者又は使用者が市内に常住しないときは、給水装置の所有者又は使用者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

（水道料の支払義務）

第8条の3 水道料は、給水装置の所有者又は使用者から徴収する。

2 共用給水及び連合給水によって水道を使用する者は、水道料の納入について連帯責任を負うものとする。

（管理人の選定）

第8条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理さ

せるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道料の減免)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めたものに対し水道料を減免することができる。

- (1) 不可抗力による故障の漏水で、その事実を管理者が認めた漏水にかかわるもの
- (2) その他特別の事情があるもの

2 前項の規定により水道料の減免を受けようとする者は、納期限7日前までに減免を受けようとする事由を証する書面を添えて、申請書を提出しなければならない。

第2章 給水料

(給水料)

第10条 給水料は、次表の基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

区分	種別・用途別	料金（1月につき）				
		基本料金			超過料金	
		基本水量	メーター口径	料金	基本水量（10m ³ ）を超える水量1m ³ につき	
用途区分	料金単価					
専用栓	1 専用給水 (一時給水を除く。)まで	10m ³	mm	円		
			13	1,200	一般家庭・病院用	140円
			20	1,300	公衆浴場用	50円
			25	1,400	その他	160円
			30	1,500		
			40	1,600		
			50	3,000		
			75	3,800		
		100	4,700			
	2 一時給水	管理者が認定した料金				

共用 栓	共用給水	基本水量 7m ³ まで	840円	基本水量(7m ³) を超える水量 1 m ³ につき	140円
	消火栓用給水	許可を得て消火栓を他目的に使用したとき 1栓1回10分以内 1,000円			

2 専用栓の用途別は、別表第1による。

3 第14条ただし書の規定により共用で量水器を設置した場合は、第1項の共用栓の規定を適用する。

(共用給水及び連合給水者に対する計算方法)

第11条 共用給水及び連合給水者は、その世帯人員に関係なく各世帯とも1月の基本水量を使用したものとみなし、基本料を各世帯に賦課する。

2 前項により計算した場合水量より、その月の使用水量が超過した場合は、その超過分を共用栓にあつては組合長に、連合給水にあつては専用給水者に加算し賦課する。

(料金算出の基準)

第12条 給水料の基本となる水量は、立方メートルを単位とする。

2 料金は隔月1日から月末までの間に管理者が計量した使用水量により算定する。ただし、やむを得ない事由のため計量できないときは、認定により算定し次回において計量した使用水量により調整するものとする。

3 2個以上の量水器を使用する者は、量水器ごとに計算するものとする。

4 量水器に故障があると認めるときは、その月は前6月の平均量による。ただし、その実績のないときは、管理者の認定による。

(料金の特例)

第13条 新たに給水を開始したときがその月の15日以前か、給水を廃止し、又は中止した日が月の16日以後のときは、基本料金を1月分とし、その他の場合は、基本水量及び基本料金の2分の1相当をそれぞれ半月分基本水量及び半月分基本料金とし、当該半月分基本水量を超える水量については、超過料金を計算する。

2 用途を変更したときは、その月に限り従前の用途によるものとする。

3 水道の使用を中止又は廃止の届出がない場合は、使用しない場合でも基本料を賦課する。

第3章 量水器

(量水器の設置)

第14条 給水量は、市が貸与する量水器を給水装置ごとに設置し計量する。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、複数の装置の基に設置することができるものとする。

2 量水器の設置位置は、管理者が定める。

第15条 削除

(量水器の性能検査)

第16条 量水器の性能に疑いのあるときは、性能検査を請求することができる。この場合は請求人の立会いのうえ検査し、その成績をもって最終の決定とする。

(量水器の保管責任)

第17条 量水器は、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもって量水器を常に清潔に保管し、設置場所には計量に支障を生ずる物件を置いてはならない。

3 計量に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、設置場所の変更を命じ、又は市において変更し、その費用は、保管責任者が負担するものとする。

(量水器損傷又は亡失に対する損害賠償)

第18条 保管者が前条の管理義務を怠ったために量水器を損傷又は亡失した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

第4章 給水工事及び費用

(工事の施行)

第19条 給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、特に必要がある場合には、管理者も施行することができる。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(指定給水装置工事事業者証交付等手数料)

第19条の2 前条の規定による指定給水装置工事事業者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

第20条 削除

(工事費の費用負担)

第21条 給水装置の新設、改造又は撤去及び修繕に要する費用は、当該給水装置を新設、改造又は撤去及び修繕する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、市がその費用を負担することがある。

(分岐及び土地使用の承諾)

第22条 他人の土地又は給水装置より分岐して給水工事をしようとするときは、所有者の承諾を得て届け出なければならない。

(分岐引用者に対する措置)

第23条 前条の規定により設置した給水装置を有する本管の所有者が給水を廃止したときは、本管の分岐を受けた者に譲渡するものとし、もし分岐を受けた者がその譲受をしないときは、ともに給水を廃止したものとする。

2 本管所有者は、給水装置の変更又は譲渡等異動するときは、分岐を受けた者に通知しなければならない。

(給水装置の切り離し)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めるとき、又は給水装置が公益上支障があると認めるとき。

第25条から第27条まで 削除

(給水工事の拒否)

第28条 配水管の布設してない地区その他給水困難と認める場合には、給水工事の申込みに応じないものとする。

(給水装置の管理上の責任)

第29条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

- 3 第1項の管理義務を怠つたため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置の変更工事等)

第29条の2 管理者が工事上又は公益上必要があると認めるときは、給水装置の変更を命じ、又は当該給水装置の所有者の同意がなくとも当該工事を施行することができる。

- 2 前項に規定する工事施行に要する一切の費用は、その工事を必要とした者の負担とする。

(給水工事費等の算出方法)

第30条 給水工事費及び修繕工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 設計費

(6) 間接費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前2項に規定する費用の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第30条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から計量器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水本管を取り付ける工事及び当該取付口から計量器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置及び水質の検査)

第30条の3 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行いその結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条の4 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

第5章 料金の徴収

(告知書による徴収方法期日)

第31条 水道料は、次の区分について調定日の属する月分として納額告知書により徴収する。

(1) 給水料は、隔月計量した分につき賦課し、隔月末日を納期とする。

(2) 給水を休止し、又は廃止したときは、その日までの使用した分につき賦課し、随時徴収する。

2 徴収期日が休日に当たるときは、繰り下げるものとする。

3 徴収期日を繰り上げて納入することは、妨げない。

(一時給水の場合の概算料金の前納)

第31条の2 前条の規定にかかわらず、一時給水を受ける者は、水道使用の申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道使用をやめたときに精算する。

(証明手数料)

第31条の3 水道事業に係る管理者の証明を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(手数料の徴収方法)

第31条の4 この条例に規定する手数料は、申込者から申込みの際徴収する。ただし、管理者が特に認めた場合は、申込後に随時徴収することができる。

(調定後の水道料修正)

第32条 調定後に水道料の計算に違算等あったときは、翌月分以降の水道料調定の際修正して精算する。次の調定をすることのないときは、直ちに修正して精算する。

第33条 削除

第6章 給水の取締り

(係員の調査及び身分証明)

第34条 水道係員は、給水装置の検査、給水状況その他水道料の賦課徴収に関する

調査及び水道の管理上必要があると認めるとき、水道使用者の家屋内に立ち入ること等適当な措置を講ずることができる。

2 前項の規定により調査をしようとするときは、その身分を証する証明書を携帯し、求めに応じて提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り等の措置の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(私設消火栓の封かん)

第35条 私設消火栓は、市にて封かんを施すものとし、非常の場合のほか許可なくしてこれを破棄することはできない。

第36条 削除

(過料及び停水処分)

第37条 水道使用者が次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、30日以内の給水停止処分又は5万円以下の過料を科することができる。ただし、第1号に該当する者は、滞納金の完納のときまでとし、第4号については、給水装置工事の施行者もその責めを負うものとする。

(1) 水道料を指定期日までに納入しないとき。

(2) 第35条の規定により水道係員の職務の執行を正当の理由なくして妨げたとき。

(3) 量水器の封かんを破棄し、かつ、作用を妨げたとき。

(4) 正当の理由なくして無断で給水装置を新設し、又は変更したとき。

(5) 共用給水組合に加入しようとする者を正当な理由なく拒絶したとき。

(6) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(7) 前各号のほか法及びこの条例に基づく規定に違反する行為によって重大な損害を与え、又はそのおそれのあるとき。

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 詐欺その他不正の行為によって水道料を免れた者に対しては、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(世帯主の責任)

第39条 この条例の適用について世帯主は、家族、同居人又は住人の行為としての理由を申し立ててその責を免れることはできない。

第7章 共用給水組合

(共用給水組合)

第40条 共用給水栓を使用するものは、各栓ごとに一つの共用給水組合(以下「組合」という。)を設けなければならない。

(組合の目的)

第41条 組合は、給水料の連帯納付を目的とする。

(組合長の選出)

第42条 前条の目的を達成するため組合に組合長を置く。組合長は、組合員の中から選出する。

2 管理者は、組合長に不相当と認められる行為があったときは、期日を定めて改選させることができる。

3 正当な理由なくして前項の改選をしないときは、組合の給水を停止することができるものとする。

(組合長の任務)

第43条 組合長は、組合員の水道料を取りまとめて納付するものとし、次の各号については直ちに管理者に報告しなくてはならない。

(1) 組合員の加入脱退に関する事項

(2) 給水の濫用又はとう用に関する事項

(3) 給水装置の維持管理に関する事項

(組合長に対する報償)

第44条 市は、組合長に対し、毎年度末報償金を支給する。

第8章 貯水槽水道

(市の責務)

第45条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第9章 雑則

(委任)

第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

(大町市水道条例の廃止)

2 大町市水道使用条例は、この条例施行の日からこれを廃止する。

(放任給水の使用料及び算定基準)

3 この条例施行後もなお放任給水栓を使用する者に対しては、計量給水栓に変更するまでの給水料は、次のとおりとする。

(1) 連合給水及び専用給水 世帯人員3人まで（基本料金）100円とし、3人を超えた1人について20円とする。

(2) 共用給水 世帯人員5人まで（基本料金）130円とし、5人を超えた1人

について15円とする。

(3) 専用栓を所有しない事務所及び事業所が放任給水栓から汲み取る場合は、市長の認定する料金とする。

(放任給水料の賦課徴収)

4 放任給水料の賦課徴収は、条例第31条及び第34条の規定を準用する。

附 則 (昭和31年3月28日条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年3月1日より適用する。ただし、改正後の料金は、昭和31年4月1日から施行する。

2 大町市平区水道条例(昭和29年条例第21号)は、この条例施行の日より廃止する。

附 則 (昭和32年3月27日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則 (昭和32年7月10日条例第16号)

1 この条例は、昭和32年7月1日より施行する。

2 従来 of 給水設備に不凍装置を加える場合は、昭和33年3月31日までにその申込みをしたものに限りこれを要した費用を1年以内の分割納入ができるものとする。

附 則 (昭和32年9月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年9月1日から適用する。

附 則 (昭和33年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則 (昭和35年3月31日条例第5号)

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。ただし、改正後の給水料金及び計量器使用料は、昭和35年4月検針分より施行する。

2 昭和35年4月分以前の常盤水道の給水区域内の給水料については、なお従前の例による。

3 次の条例は、この条例施行の日より廃止する。

(1) 大町市大字常盤上水道条例(昭和29年条例第38号)

(2) 大町市大字常盤上水道給水料条例(昭和30年条例第3号)

(3) 大町市上水道償却積立金及び利益積立金蓄積条例(昭和31年条例第12号)

附 則 (昭和38年3月20日条例第4号)

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年3月27日条例第8号)

1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

2 この条例により改正後の給水料金は、昭和40年4月検針分から施行し、改正前の条例の規定に基づいて課し、または課すべきであった給水料金はなお従前の例による。

附 則 (昭和41年12月23日条例第22号)

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月22日条例第13号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月29日条例第19号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月28日条例第16号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年6月27日条例第25号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月11日条例第32号）

この条例は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日条例第20号）

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和50年度分以前の給水工事金及び修繕料については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年7月4日条例第26号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の給水料金は、昭和52年7月1日以降において行う検針分から適用し、同日前までの検針に係る給水料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月1日条例第17号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の給水料金は、昭和56年5月1日以降において行う検針分から適用し、同日前までの検針に係る給水料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月25日条例第14号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月24日条例第40号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の給水料金は、昭和62年5月徴収分から適用する。

附 則（平成元年3月24日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（大町市水道給水条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第15条の規定による改正後の大町市水道給水条例の規定に係わらず、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道水の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道水の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成7年3月27日条例第17号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月26日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（給水料金）

2 この条例による改正後の給水料金は、平成8年3月1日以降において行う検針分から適用し、同日前までの検針に係る給水料金については、なお従前の例による。

（開栓手数料）

3 平成8年3月31日以前において開栓手続が終了したものに係る開栓手数料は、なお、従前の例による。

附 則（平成9年3月28日条例第13号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の大町市水道給水条例第19条の規定により指定又は認定を受けている者は、平成10年4月1日から90日以内に法令による届け出を行った場合については、平成11年3月31日まで改正後の大町市水道給水条例第19条の規定により指定を受けた者とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前条例によりなされた承認、検査、給水装置の工事その他の処分又は申込み、届け出、その他の手続きはそれぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に申請等の基本となる行為がなされているものの手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月28日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第33条中の改正部分については、平成12年1月1日から施行する。

（給水料金）

2 この条例による改正後の給水料金は、平成12年4月1日以降の使用分から適用し、同日前までの使用分に係る給水料金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月29日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第53号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第35号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月4日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月25日条例第23号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第46号）
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日以後初めて給水料の支払を受ける権利が確定される日（次項において「今回確定日」という。）が平成26年4月30日以前である給水料にあつては、改正後の大町市水道給水条例（次項において「新条例」という。）第10条の規定に係わらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、今回確定日が平成26年4月30日後である給水料にあつては、当該給水料を今回確定日の直前の給水料の支払を受ける権利が確定した日（この項において「前回確定日」という。）から今回確定日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分については、新条例第10条の規定に係わらず、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成27年3月20日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第10号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月9日条例第7号抄）
（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用するものの大町市水道給水条例第10条第1項の給水料、大町市農業集落排水施設条例第14条第1項の使用料、大町市公共下水道条例第24条第1項の使用料及び大町市公営簡易水道条例第21条第1項の水道料金（以下「給水料等」という。）で、施行日から令和元年10月31日までの間に給水料等の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて給水料等の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、消費税について社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則16条1項において準用する同法附則第5

条2項の規定により31年旧消費税法（同条第1項に規定する31年旧消費税法をいう。）第29条に規定する税率が適用される部分）に係る給水料等については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月25日条例第9号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

専用栓用途別分類表

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 一般家庭用 | 一般家庭において日常生活の用に使用するもの |
| 2 | 病院用 | 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院で使用するもの |
| 3 | 公衆浴場用 | 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）第2条第1号に規定する普通公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の統制を受けて営業している普通公衆浴場の用に使用するもの |
| 4 | その他 | この表において1から3までに掲げる用途以外の専用給水に使用するもの |
| 5 | 一時給水 | 臨時栓を設けて工事その他の用に使用するもの |

別表第2（第19条の2、第31条の3関係）

手数料

- | | | | |
|---|-------------------|-------|--------|
| 1 | 第19条の2関係 | | |
| | 設計審査手数料 | 1件につき | 5,000円 |
| | 竣工検査手数料 | 1件につき | 5,000円 |
| | 指定給水装置工事事業者証交付手数料 | 1件につき | 5,000円 |
| 2 | 第31条の3関係 | | |
| | 証明手数料 | 1件につき | 300円 |